

## WTO貿易交渉における非貿易的関心事項

－「ボックス」システム改正のための、合法的かつ合理的な理由－

ジェイムス・R・シンプソン（龍谷大学国際関係学部教授・国際農業研究室）

トーマス・J・シェンバウム（国際基督教大学教授・国際法研究室）

### 要 約

「WTO農業貿易において公正で市場指向的貿易システムを構築する」というWTOドーハアジェンダの包括的長期目標に対して、非貿易的関心事項がどの程度合致するかについて、法律、経済双方の視点から考察する。ついで非貿易的関心事項に関連する国際連合規約における人権保障が、WTOルールに照らして評価される。食料安全保障と途上国の発展への世界的な要求、そして先進国による持続的資源保護の方法としての農業の多面的機能の認識への要求に従って、農業における最終合意に加えられるために、非貿易的関心事項「ボックス」を提案する。

### キーワード

WTO（世界貿易機関）、NTCs（非貿易的関心事項）、食料、農業、農業合意、ドーハ、ドーハアジェンダ、人権、人権規約、国際連合、UN、食料安全保障、安全保障ボックス、開発ボックス

### ●-1 はじめに

WTO（世界貿易機関）はいま、多国間貿易交渉に関するドーハ開発アジェンダの要である農業貿易に関して、きわめて重大な時機を迎えている。ここで憂慮すべき論点は、NTCs（非貿易的関心事項）がいまだ農業貿易に関する交渉に組み入れられていないことである。カタールのドーハで2001年11月に開催されたWTO閣僚会議では、採択された作業計画の中でとりあげられているにもかかわらずである。

ヨーロッパ連合（EU）や日本のようなキープレイヤーが、締約国間のギャップを埋めるために「均衡の取れた」「現実的」提案を要求したために、農業交渉は行き詰っている。後発途上国（LDC）はとくにそうだが、ほかの多くの国がウルグアイラウンド農業合意（URAA）の時と同様に、それぞれ固有の理由にもとづいてドラスティックな改革を提案している。

農業貿易交渉の行き詰まりは、独立した現象として見るのではなく、全体の流れの中で見なければ理解できない。むしろ、きわめて難しい問題は、国内の社会的政治的安定を維持するためにグローバリゼーションを統制しようとするより大きな議論の一環をなしている点である。これが現代の主な論点であり、農業貿易がその適例であるとみなしてよい。グローバリゼーションとは、物財、資本、サービスの自由な流通の利点を強調する自由化を意味する。しかし、このプロセスで高まる社会的関心や緊張は、見過ごされるべきではない（Rodrik, 1997）。これが、EUと日本が「均衡」を要求するときに形成する論点である。

グローバリゼーションの行き過ぎを抑制できるのは、「非貿易的関心事項（NTCs）」と呼ばれるものへの十分な配慮だけであり、そしてドーハ開発アジェンダの最終農業合意が成功するためには均衡の取れたものにならねばならない。均衡は、WTOにおいて自由化とNTCsの間で形成されなければならない。貿易の経済的次元と非経済的価値が均衡しなければならない。NTCsを無視するという選択肢はまったくない。われわれの熟慮した見解によれば、そのようなことをすれば、ドーハ交渉は失敗するだろう。だから、農業ならびに他の経済セクターの双方に関して、貿易自由化の到達点をさらに推し進めるためには、NTCs問題を扱うことが重要なのである。

NTCsは、農業合意の第20条にも2001年にカタールのドーハで発表された閣僚宣言にもはっきりと認められている。今までのところ、NTCsの役割はいくつかの理由からWTO農業交渉において最小に見積もられてきている。まず、NTCsの明確な定義、もしくは広く認められている定義さえない。次に、それらを用いるために広く認められている基準がない。三番目に、現在の交渉の出発点となっている1994年のウルグアイラウンド農業合意とNTCsがどのように適合するのかが明らかでない。

われわれは本稿でこれらの問題について述べ、NTCsと経済効率性および自由化の間で均衡を形成するための法的かつ経済的な枠組みを提供する。議論は特に、NTCsが「世界農業貿易のために公正で市場指向的な貿易システム

を構築する」というWTOの包括的長期目標と、どのように、そしてどの程度適合するのかという点に焦点があてられる。われわれは、これらの問題を法的および経済的視点から考察し、交渉戦略にNTCsをとりいれようとしている国々に実行のためのガイドラインを提供する。

われわれのテーゼは、NTCsへの十分な配慮が公正で市場指向的な貿易システムの確立という目的と対立するものではないということである。むしろ、それはWTO閣僚会議で貿易交渉の新ラウンドのアジェンダを決定する試みが失敗した、1999年のシアトルの大波乱で目撃されたように、グローバリゼーションへの社会的不安に対してより十分に配慮してほしいという国際的な要求の中核だということである。要するに、主な考えは自由貿易を守ることだが、自由貿易を完全に浸透させるためには、社会的関心に応える政策が必要だということをわれわれは論じる。

## ●-2 非貿易的関心事項および

### 非貿易的価値の定義

ウルグアイラウンド農業合意の第20条によれば、非貿易的関心事項は改革を継続する過程で考慮されるべきである。この合意の前文は、長期目標は「公正で市場指向的な農業貿易システムを構築することである」に留意し、「改革プログラム下での公約は、食料安全保障や環境保全の要求を内容とする非貿易的関心事項に考慮し、すべての加盟国にとって公平な方法でつくられねばならない。途上国への特別かつ異なる取り扱い交渉の不可欠な要素である」という合意を考慮して……」と特に申し添えてある。つまり、ウルグアイラウンド農業合意の第20条は、非貿易的関心事項が考慮されるということを宣言しているだけである。それは、いかなる定義も、NTCsが何であるのかも示唆していない。

ドーハ会議のWTO閣僚宣言もNTCsを定義する手助けにはならない。というのは、第13条は単に「世界農産物市場における諸制限を修正し、阻止するために、支持や保護に対する強化された規制や特別な公約を達成するための抜本的な改革プログラムを通じて、公正で市場指向的な貿易システムを構築するという合意（ウルグアイラウンド農業合意第20条）に言及した長期目標に留意する」と述べているにすぎないからである。また「われわれは加盟諸国によってなされた交渉提案に反映された非貿易的関心事項を考慮する。そして非貿易

的関心事項が農業合意で明言されたように、交渉において考慮されることを確認する」と述べている。

われわれが強調するキーワードは「公正」や「公平な方法」である。これらの2つのいい回しは単純であるが、自国の小規模で高コストの農業ならびに食料セクターが最終的に被る貿易自由化の影響を懸念している多くの国々にとっては、きわめて重要である。それらは、天然資源や人的資源、資本の利用をどのように組織するかを自国でおこなうことに努力を傾けている多くの経済先進国にとってきわめて重大なのである。実際、NTCsは、食料輸入国である（場合によっては食料輸出国であることもあるが）途上国および経済先進国の双方にとって、現在そして未来の交渉における不利な、また多くの場合は悲惨な結果を阻止するための防衛の最前線である。

NTCsは1947年の最初のGATTラウンドから、とくに農業貿易政策と交渉において考慮されてきた。食料安全保障、食品の安全性および品質、地域開発、そして動物愛護を含むように締結されたウルグアイラウンドから、その範囲は拡大している。多くのNTCsの特質は「多面的機能 (multifunctionality)」という言葉に集約される。この概念については多くの文献で広範囲に論じられているが、ここでは省略して、最小限の議論にとどめたい。

多くの国々がNTCsの主要な位置づけとして多面的機能を主張しているが、われわれが見たところ、WTO体制下での欲求不満や無力感からそうしているのであって、保護主義者だからそうしているのではない。実際、多面的機能を主張する多くの高所得の国々の論点は、必ずしも農業生産者保護という視点からのものではない。むしろ、それは食料輸入水準の増加が国の安全や天然資源におよぼす影響に真に関心を持つ、消費者や市民全体の視点からのものである。

NTCs、その中でも多面的機能の概念が、重要なものとして広く認識されていることを実感することは大切である。たとえば、40のWTO加盟国およびオブザーバーが閣僚会議中のドーハで集結し、彼ら独自の非貿易的関心事項閣僚（会議）を開催した。そしてドーハ宣言の第13条に予見されたさまざまなタイプの農業の共存を保障する必要性についての宣言を発表した。もう一つの重要なステップは、2002年6月14日にローマで開催された農業における非貿易的関心事項についての第四回閣僚級会議であった。これは、WTOの加盟国とオブザーバーから54の閣僚および代表者が出席し、非貿易関心事項への支持

を再確認した重要な会議になった。われわれは、N T C s 問題（O E C D と W T O は多面的機能を N T C s と便宜的に再分類している）は、それが法的に正当な内容であるかが問題であるというよりか、むしろどのようにそれを法的に正当化するかという問題であると考え。これはパラダイムと法律上の問題の双方を含む。もっとも重要なのは、N T C s がわかりにくくベールに包まれており、しかも農業や食料交渉における行き詰まりの原因になる主要な障害であるとわれわれが信じていることである。

### ●-3 N T C s を W T O パラダイムや ルールにとりいれるにあたっての問題点

N T C s を農業交渉にとりいれる際の問題点はそのあいまいさであり、それは主として多くの異なる国々に広がる関心の多様さによるものである。加えて多くの関心は、心理学的、哲学的に「食料は他の財と異なる」と方向付けられており、だいたいの場合、多くの社会は意思決定のかなりの部分を非経済的基準にもとづいて行っている。W T O はジュネーブにあって、堅固に支持され確立された国際機関であり、現在のルールの下敷きとなる合意と数量レベル（U R A A）を貿易自由化の最低水準として受け入れている。多様な国や国グループが、W T O とぶつかるための論点、成果目標、計画実行戦略として、N T C s を利用しようとしているのであるが、N T C s 概念のあいまいさによって、むしろ分裂を強いられている。N T C s についての長期的に議論しようという考え方は、一般に忌むべき退行とみなされている。また、広く認められている信条は、農業貿易ルールは自由化を促進する場合だけに変更されるべきだというものである。にもかかわらず、N T C s を脇にのけておくことはできない。それらは W T O の公的な政策であり、それを定義し、その適用基準を交渉することは全体のためになることである。本稿でわれわれは、すべての人びとが N T C s とは何であるかを知るためにも、N T C s を定義し、基準を採用することは、N T C s を扱うもっとも熱心な自由貿易者や輸出指向国にとっても最適な方法であるということを論じる。そしてそれにもかかわらず多面的機能は W T O 法的フレームワークにおいては明確にとりいれられていないことを指摘する。

二番目の、そして圧倒的な困難は、関心が広く多様であることと、N T C s

を支持する資源の限られた国々がその主張を作らなくてはならないということである。本質的に守りというべき課題に対して立ち上がり、責任をもってもらうようなリーダーもしくはリーダーのグループを見つけるのはむずかしい。それは経済的利益を主張する輸出国（ケアンズグループのような）を組織するのと正反対である。

三番目の問題は、関税や割当その他を通じて輸入を規制することを論じる者には、保護主義者というレッテル—時代錯誤気味で世界のリーダーシップや責任を引き受けられないようなとても悪いバッジが貼られてきたことを考えると、NTCsへの特別な配慮、もしくは一般的な配慮でさえも、それを求めるロビー活動を引き受けるのはとてもたいへんだということである。不幸なことに、多くの貿易専門家にとってそのバッジは「敵か味方か」といったものになっている。それはこの議論が「黒か白か」そして「自由貿易者か保護主義者か」であることを意味している。それは、NTCsを主張する者が事実上つけているバッジでもある。

NTCsの四番目の問題は、それらが目的であると考えられており、目的のための手段と考えられることがないということである。われわれの目的の一つは、NTCsをWTOルールにとりいれることは、食料や他の農産物の「公正」かつ「公平な」世界貿易のための手段となりうることを示すことである。農業専門の貿易理論家は、WTOが非貿易的価値を自由化目標に対する均衡にとりいれるための場になることを望んでいない、ということ述べておくのが適切だろう。貿易パラダイムは明らかである、だから口出しをするな、ということである。しかし、かつて政治経済学と呼ばれた古典派経済学の創始者でさえも、道徳的・倫理的基礎について没頭して著作を著している。にもかかわらず、今日でさえも、新古典派的考えにおおいに固執する世界においては、意思決定の式を数量的に記述する一般的なやり方は、従属変数（または目標）が一連の独立変数の関数であり、NTCsのような要件が従属変数の成果を制約している」とみなしている。そこではどのような変数を含めるべきかが論点になっている。

世界的に見ると、貿易と効率性が増すことは望ましいと一般に受け入れられている。しかし、多くの人びとは（新ラウンドへの企てが失敗したときにシアトルにいた抗議者たちは確実に）、物質的進歩は世界の生活の質を最大化するための一つの側面にすぎないので、他の価値も考慮されるべきだと信じている。われわれは経済の効率性や比較優位が価値を持ち、そしてそれらは正の価値で

あると論じる。しかし、倫理的に、また法的に、それらは他の価値と均衡を形成すべきであり、人権を侵害すべきではない。

#### ●-4 NTCsの法的かつ人権的な側面

NTCsの支持者たちは、多面的機能と人的ならびに物的資源へのグローバル化の影響を結びつけており、守りの立場にいるという感情で結ばれている。多くは、社会的抗議という消極的なアプローチよりほかに手段がほとんどなくて、追い詰められていると感じている。しかし、NTCsを有効にする法的フレームワークの方向を示すものとして、国連により公布された国際規約などの法的措置がある。重要なものとして、「世界人権宣言」や後に国連によって公布された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(ICESCR)と呼ばれる文書がある。四半世紀前に発効したこの国際規約のいくつかの項は、現在の食料生産および多面的機能へのWTO加盟国の提案に直接関係がある。第1条は、「すべての人民は、自決の権利を有する。この権利にもとづき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し、さらにその経済的社会的及び文化的発展を自由に追及する。すべての人民は、互惠の原則にもとづく国際的経済協力から生ずる義務及び国際法上の義務に違反しない限り、自己のためにその天然の富及び資源を自由に処分することができる。人民は、いかなる場合にも、その生存のための手段を奪われることはない」と宣言している。

「人民」という語は国によって法的に異なっている。保護されている権利は集団的権利であり、その有効性や認識は国の状態に依存しないという考えである。規約の権利は国の状態によって損なわれえないため、「人民」という語は、「国の状態」よりも上位に位置する。権利は「人民」に属し、奪うことはできない。

以下のことを述べる第6条もある。「この規約の締約国は、労働の権利を認めるものとし、この権利を保障するために適当な措置をとる。この権利には、すべての者が自由に選択し又は承諾する労働によって生計を立てる機会を得る権利を含む」。常識的に、国際貿易シフトによる経済厚生改善は、ある国々を敗者に、他の国々を勝者にする。しかし、これは、一国の経済セクター全体か少なくともその大部分を去勢してしまえるような、一もし輸入関税が大幅に削減されたり輸出補助金削減に失敗したならば、いくつかの国々が切迫した状況に直面するような一世界的な規制の押し付けとは異なる。

第11条は次のように述べて食料を特別に扱っている。「この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についてのならびに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める」。明らかに「生活条件の不断の改善」といういい回しは、もし市民が望むことが示されれば、ストレスのない生活をおくるために国内食料生産レベルを国家として決定する権利を含むに違いない。この点は、第11条でさらに強調され、締約国が「食糧の輸入国及び輸出国の双方の問題に考慮を払い、需要との関連において世界の食料の供給の衡平な分配を確保すること」が勧告される。われわれは、「真に平等な競争市場」（急進的な市場開放措置をとりたがる農業輸出国によってしばしば使用される語）には、たとえば諸国が、公正かつ公平な農業貿易ルール of 不可欠な部分として求める、最低国内食料生産水準を定める権利を含めるべきであることを、この条文が十分示していると信じている。

WTOに渦巻く議論の多くは、グローバリゼーションが引き起こす文化の平準化、差異の消失、無力感や強力な国際的な力に操作されているという感情などの重大な関心が中心となっている。「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」はその第25条において「この規約のいかなる規定も、すべての人民がその天然の富及び資源を十分かつ自由に享受し、及び利用する固有の権利を害するものと解してはならない」と述べている。この条文は、国の経済的地位がどうであれ、どんな国にも市民が望むなら、たとえ高コストで小規模家族農場という程度だとしても、国が望む方法で最小限の農業を組織し守る権利が保障されると解釈できる。実際、途上国全体やかなりの援助機関は小規模農場を開発プログラムとして支持し、推進している。

規約で保障された人権が他の国際合意よりも特別かつ高い地位を占めるということの根拠は国連憲章にある。国連憲章の第2条から第55条は、人権に対する全世界的尊重を保障する (Steiner and Alston, 2000)。国連憲章は国際的な憲法のようなものであり、WTO合意よりも上位にある。だからすべての政府間組織は人権原理を尊重しなくてはならないのである。

もっともな質問は、人権の議論はNTCsの論点として用いることができるのかどうかというものである。たとえば、多面的機能概念を支持する国々が主張するように何らかの食料自給最低水準を設定したり、輸入に何らかの制限を課したりといったような権利についてである。現在、規約を他の国際合意を覆すために用いた前例はない、というのが回答である。WTOと人権規約は2つ

の異なる法制度である。それらは自律的であり、一般に衝突することはない。どちらが上位かを定める法廷も権威もない。WTOは「範囲内の」合意、すなわちWTO合意に関心を持つだけである (Matsushita, Schoenbaum and Mauroidis, 2003)。

国際規約下での食料安全保障についての判例はなく、またありそうもない。規約は国連人権委員会に報告書を提出している国々によって施行されている。このグループは、他の国連加盟国と同じように、ある程度の調査をおこない、人権ノルマにもとづいて行動していない国に罰則を課することができる。しかし、想像に難くないように、どの国も人権委員会も食料供給の大部分を輸入しているという理由で、いかなる国をも非難したことがない。もちろん、どの国も規約下でこの議論をおこなうことはできるが、どうにもならない窮地があり、このことを国際法廷に先立って告訴したり主張したりする方法はないのである。

WTO紛争解決機関は、このような人権要求を決定する機能も能力もない。なぜならば、WTO農業合意には、食料安全保障を主張するいかなる条項もないからである。ないために、国や国のグループはWTO交渉の間にみずからの立場にかかわる権利を主張せねばならず、新農業合意の中に成功裏にそれを盛り込まなくてはならない。

WTOは、途上国問題にとりくむことのできる他の方法と同様に「開発ボックス」や「安全保障ボックス」についてもたくさんの議論があるにもかかわらず、食料安全保障問題にとりくんだことはない (たとえば Diaz-Bonilla, Diao and Robinson, 2003)。NTCsは前述のように、ただ言及されているだけであり、それがすべてである。実際、WTO加盟国が食料安全保障やNTCsに関する法の欠如について、WTO紛争解決機関に告発したり告訴したりすることは、告訴が現在のルールの範囲内に限られるので不可能である。結論としては、食料安全保障や非貿易的関心事項の問題についての国際法は存在しないということになる。

問題は、どのように国際法を作るかということである。市場アクセス、国内支持、輸出補助金という農業の3つの柱は、それを律する特別の規定や正確な法的基準を持っている。NTCsは特別の基準が形成され、WTO合意にとりいれられるまで都合よく忘れられている—そして無視され、とりあげられないだろう。

## ●-5 非貿易的関心事項を

### WTO法に組み込むための提案

一つは非貿易的関心事項に対する権利の議論であり、もう一つは制定された貿易ルールを変えることである。重要なことは、WTOルールは変更に対して十分な支持があれば修正することは可能だが、実際に変更することはとても困難だということである。実は、もしもWTOの現146加盟国のうち、かなりの数の国々が国際規約で保障されている人権が侵害されていると感じて、ウルグアイラウンド農業合意で決定されたWTOルールを変更したいと思っても、ケアンズグループとアメリカの持つ巨大な力のために、それを成し遂げるのはたいへん困難なのである。WTOルールはコンセンサスに従って決定され、それが無い場合には投票によって決定される。一般的な意思決定には過半数の得票でよいが、合意の修正には3分の2以上の得票が必要である。実際、前進ができるコンセンサスがWTOにあるべきである。このことは、どの加盟国も加盟国グループも妥協なしには優勢になれないことを意味している。

皮肉にも、NTCsをとりいれるための一つの方法はWTOルールの支柱である「ボックスシステム」かもしれない。このシステムについてはかなりの不満があり続けており、微修正から、一つもしくはいくつかのボックスの削除やこのシステムの完全な除去、そして「開発ボックス」の創設まで、さまざまな提案がなされ、システム修正についての多くの議論が生じている。EUが提案した途上国のための「食料安全保障ボックス」については長い議論の歴史があり、相当量の関税削減によって国内農業のかなりの部分を失う危機に直面している先進国も含むように、この提案を修正することができるだろう。現在、食料安全保障はウルグアイラウンド農業合意の第5付加条文で述べられているだけで、しかもあいまいな概念である。

われわれは、国の天然資源の利用と保全の方法を国が決定する権利とともに、食料安全保障と多面的機能概念を内容とする「非貿易的関心事項ボックス」を提案する。基本的な共同体および社会的価値が経済効率性と自由貿易という祭壇の上で犠牲とならないことを確実にするために、次のことを提案する。経済的価値と非経済的価値で均衡を形成するための方法や原理を育成するという精神から、NTCsボックスにとりいれうるものとして次の5つの提案が考えられるべきである。

第一に、われわれは食料安全保障原理を提案する。将来のWTO合意は消費カロリーか何らかの客観的な計測法によって測られた、どのWTO加盟国も放棄することを要求されない国内農業生産最低基準を詳述すべきである。たとえば、国は人口を養うために必要な食料の一定のパーセンテージを国内で生産する権利を持つべきである。このことは、安全保障という目的のためだけでなく、社会的存立可能性や農村地域の存続を確実にするためにも定められるべきである。

このような食料安全保障の要求はWTOにとっては新しいが、先に述べてきたように、国際人権法文書には早くからすでに存在する。実際、「国連世界人権宣言」（1948年公布、1976年修正）、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（1976年）、そして「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（1976年）は、全WTO加盟国が締約国である。WTOはWTO加盟国が持つ、みずからの生存のために必要な食料セクターを維持する権利、および人民が経済的、社会的、文化的発展をする権利を保護する最低水準を定義することで、これらの権利を尊重すべきである。

第二に、われわれは将来のWTO合意でNTCsが定義されることを提案する。

われわれは定義が厚生経済学に根拠を持つものであることを提案する。NTCは経済学者のいうところの正の外部性-政策手段の社会的成果である正の利益、である。NTCは多面的機能ととても近い概念であるが、多面的機能は正の外部性と同様に負の外部性ももつ農業の「非農産物」と等しいとされる点で、異なっている（OECD、2001）。われわれはNTCsの定義は正の外部性に限定されることを提案する。NTCsの概念は、また、全体の資本ストックが減少しないような資源利用や、利益の流れが途絶えずに維持されるような持続的発展に貢献する正の外部性として定義されるべきだ。NTCsの定義にこれらのファクターを盛り込むことは、WTO加盟国によるあいまいなNTCsの主張を精練するだろう。それは、NTCsを単なる保護主義とは区別しうることを意味している。

第三に、われわれはNTCsが数量化されることを提案する。正の外部性として、NTCsはNTCsに依拠しようと思っているWTOメンバーによる特別な定義がされるだけでなく、既存の評価技法を用いた数量計測に影響を受けるに違いない。非経済的価値を反映しているいくつかのNTCsの場合、WT

Oは仮想評価などの広く認められている評価技法を明記すべきである（たとえば Bishop, Champ and Mullarkey, 1995 ;Bishop and Walsh, 1999 ; Mitchell and Carson, 1995）。

第四に、われわれは因果関係を提案する。このことは、農業補助金を正当化するのに特定のNTCに頼るWTO加盟国は、当該NTCと問題となっている国内支持プログラムの中の因果関係を示さなければならないことを意味する。この要求は、当該NTCが単なる保護主義のいい訳ではないことを確実に示すことも意図している。

第五はNTCs「ボックス」と既存の3つの「ボックス」との関係である。NTCsの概念に関する問題の一つは、WTO農業合意の中で国内支持の「ボックス」システムとNTCsの間にはっきりとした関係がないことである。「ボックス」システムはNTCsに言及していない。われわれは、NTCsと既存の「ボックス」との間に明らかな関係を確立することで、これを修正すべきだと信じている。

われわれは、すべての途上国と経済先進国との正反対の要求を合致させるものとして、「開発ボックス」や「食料安全保障ボックス」のかわりにNTCsボックスがあるべきだと論じる。この方法は、「南北」の国々と呼ばれる二極化を減じる手助けになる。現存する3つのボックスが異なるカテゴリーと特定種類の国内支持を反映していることを考えると、NTCsボックスが階層的なボックスシステムの中で四つ目の支柱になることをわれわれは提案する。

現在のシステムでは緑の政策（Green Box）の補助金は貿易歪曲性がないので許されると考えられている。青の政策（Blue box）の補助金プログラムは農業生産を制限するので許されている。黄の政策（Amber box）支持は、生産に関係するので貿易歪曲性がある。われわれの提案の核心でもあり、現在のボックスとの間で問題になるのは、第一の原理—食料安全保障である。すべてのNTCのような政策は、貿易歪曲的な措置を必要とするので、青の政策に適合せず、黄の政策に入れられるだろう。現在のシステムの擁護者が論じたように、青の政策がNTCsを収容するのに十分だというのなら、なぜ40のNTCsの支持国がドーハの小閣僚会議に集結したり、55か国がローマに集結したりしたのだろうか？ 数多くの資源の乏しい小規模農家中心の途上国が（期待通りに）発展した場合、途上国は途上国の地位を失い、WTOルールからの保護を失い、おそらく農業セクターも失うということに直面する。そのことをいうまでもな

く、「多面的機能フレンズ」という日本、モーリシャス、ノルウェイ、韓国、スイス、そしてたくさんの島国の状態を検討してみればわかることである。

われわれは、NTCの目的のために黄の政策の補助金を用いるWTO加盟国は、緑の政策や青の政策の補助金が望ましいNTCの効果を得るために不十分であり、有効ではないことを十分に示す義務を持つべきだということを提案する。この要求はNTCsプログラムをさらに精練し、保護主義と異なるものにするだろう。

## ●-6 現実との照合

### WTOルール決定システム

WTOルールはコンセンサスによって決められるが、それがなければ投票によって決められる。交渉におけるきわめて重要な要素は、ほかの加盟国に、その新ルールの提案もしくはルールの変更が、合法性とその理由をもつということを確認させることである。右記の提案や変更を支持する交渉国は、同じ考えの国の間でコンセンサスを作らねばならない。多くの国々が強く支持しているルールの変更は、ある国が反対し、頑強な反抗国がラウンド交渉全体の成立や不成立をきめるのに十分であるかもしれない全体のプロセスを脱線させたとして非難されるのは馬鹿げている。しかし、一つの国、一つの投票でもルールの採択を阻止するのに十分である。WTOラウンドにおける交渉には技術が必要である。しかし、同様にもしくはより重要なことは、彼らが代表する国全体や団結している国グループ全体から、彼らが支持されているという実感である。NTCsが現在の基本的な守りの立場から、公平と公正が権力や経済利益よりも根本的に重要だと認識され、攻める立場へと変わるためには、リーダーシップが必要である。われわれは問う。国連人権規約によって特に保護が与えられているとすると、社会的関心事を支持する国々は、なぜ守勢に立たねばならないのだろうか。

## ●-7 要約と結論

本稿は、まず非貿易的関心事への権利について論じ、ついで制定された貿易ルールの変更について考察した。われわれは、国際機関がすべての国と市民

の問題について話し合う場であるべきであり、世界貿易機関はどれだけ時間がかかろうと、公正で公平な貿易の場であるべきだと論じた。それが世界貿易機関への要求であり、このドーハ開発アジェンダへの要求でもある。主要な食料輸出国の宣言とは反対に、今ラウンド交渉において、農産物貿易の自由化を促進すべきだという理由も危機もない。

非貿易的関心事項の議論はとても重要である。なぜならその多くは、食料と農業が工業製品やサービスと異なると認識されている程度を示すからである。農業（通常は農業者を意味すると解釈される）に関する合意が追求されているが、実際は食料、消費者、および国民全般についての合意—及び経済厚生だけでなく人びとの心理的な幸福についての合意が追求されているのだと理解することが非常に大切である。グローバリゼーションの進行やそれが国際社会に与えるインパクトに対しては無数の抗議があるが、不幸なことに、非貿易的関心事項について参照できる印刷物が実質的に存在しない。

非貿易的関心事項についての議論はまた、国、欧州連合のような諸国連合、貿易ブロック、または「多面的機能フレンズ」が、食品の安全性や独自の食料システムや農業セクターについての未来像をコントロールする権利を示せるかどうかの立証にもなる。さらに消費者や国の統治者が新古典派の貿易理論とパラダイムの中で地位を得られるかどうかの立証にもなる。それは、大きかろうと小さかろうと、経済的に豊かであろうと貧しかろうと、農産物生産のための資源に非常に恵まれていようが乏しかろうと、あらゆる食料輸入国が自国の社会をどのように組織し、資源をどのように利用したいのかを決定する権利を、どの程度持っているかを示すリトマス試験紙である。

農業の結合生産物の大半は、売ることも交易することもできない公共財である。市民すべてが、食料に関する公共財が未来世代のためにどのように、どのような形で利用され、維持されるかを決めることに関与することが保障されているかどうか、関心を持つことができ、また持つべきだというのはもっともなことである。それは、すべての市民の基本的権利の一つである。要約すると、われわれは当ラウンドが救われる唯一の道ともいえるべき基準を提案した。おそらくもっと良い考えがあるだろう。しかし最低限でも、ウルグアイラウンドとは違って、敗者が最小になるような公正かつ公平な方法でもって、堂々と問題に立ち向かわなくてはならない。

訳：網中 奈美江（京都大学農学研究科）